

SSK

1971年6月17日第三種郵便物認可

2004年 日 日発行 SSK通巻第 号

I S S N 1341-6251 言葉の海臨時増刊 No.

こうすれば あなたも

せんきょ

選挙 できる



特定非営利活動法人

全国失語症友の会連合会

特定非営利活動法人



コミュニケーション・アシスト・ネットワーク

選挙は、民主主義の基本です。すべての人に平等に、権利があります。

障害が理由となって棄権につながるようなことは、防がなければなりません

ん。障害のある／なしにかかわらず、すべての人が投票できるよう条件を

ととのえる整えるのが、選挙管理委員会の仕事です。

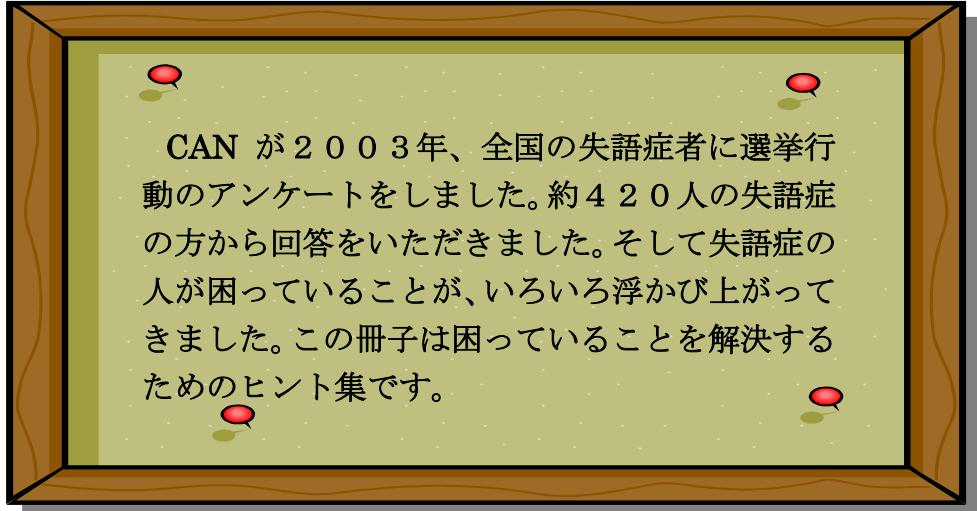
選挙は、自分の意思で投票します。家族や夫婦でも、違う人や違う党に

投票することがあります。家族の間でも、投票の秘密が守られるようしな

ければなりません。だから投票の代筆は、家族ではなく職員がしていたのです。

代筆をする選管の職員は、必ず秘密を守ります。もしも職員が秘密を

漏らしたら、それは犯罪です。法律によって罰せられます。

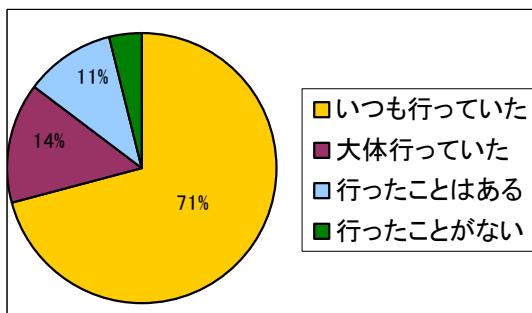


CAN が 2003 年、全国の失語症者に選挙行動のアンケートをしました。約 420 人の失語症の方から回答をいただきました。そして失語症の人が困っていることが、いろいろ浮かび上がってきました。この冊子は困っていることを解決するためのヒント集です。

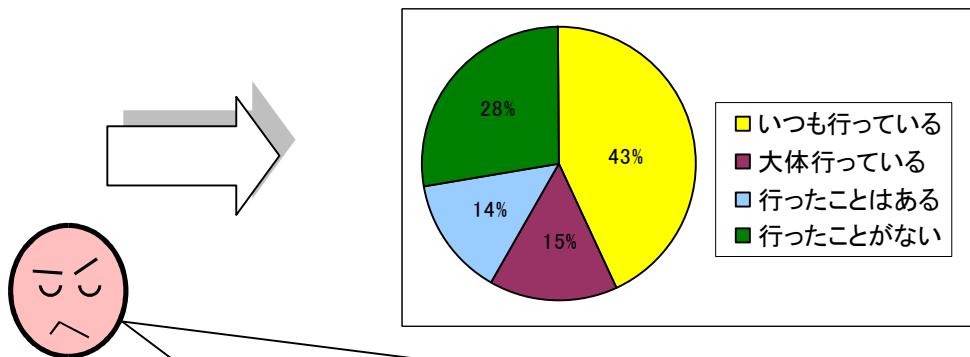
1. 投票所をバリアフリーに

* アンケート結果より

○失語症になる前は、選挙(投票)に行っていましたか？

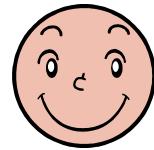


○失語症になってから選挙(投票)を行っていますか？



- ★ 片マヒ、杖歩行なので、いちいち靴を脱がずに投票所に入りたい。
- ★ 片マヒなので、車いすのまま投票所に上がりたい。
- ★ 車いすなので、低い投票用記載机をおいて欲しい。
- ★ 片手で書くので、文鎮を用意しておいてほしい。

こうすればいいのです！



- ◎ 入り口には選管がスロープを付けられます。
- ◎ 車いすのまま用紙に記入できる低い机を、選管
が用意できます
- ◎ 文鎮は選管が用意できます。
- ◎ 文鎮は、自分で持ち込むこともできます。

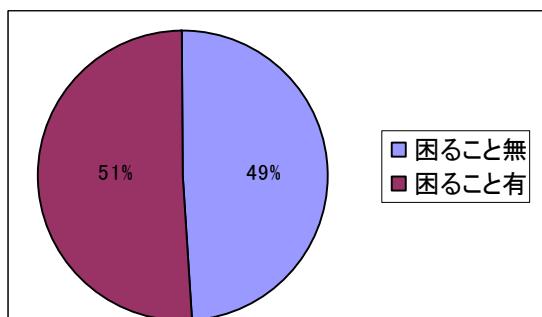


*投票所を使いやく作るのは、市や町の選管の仕事です。投票所は学校や公民館などを使って作られますから、場所によっていろいろです。だから市町の選管の努力によって、どんどん良くなります。前回選挙の時に困ったことを具体的にあげ、要望しておけば、市や町の選管は改善してくれます。この冊子の巻末にある要望書用紙も活用して下さい。

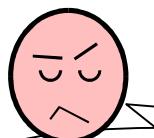
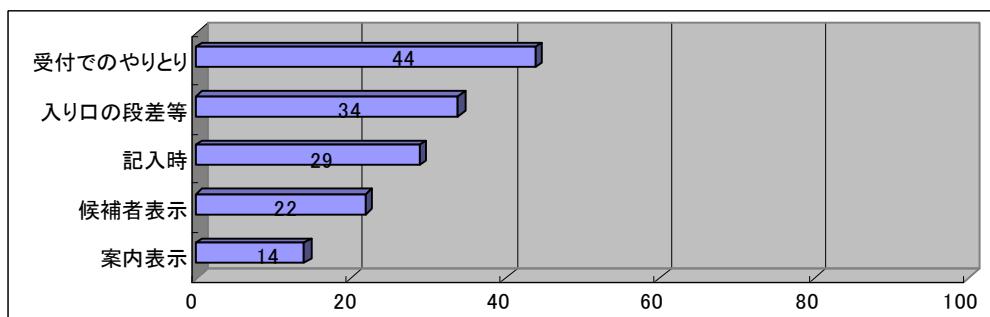
2. 受付をスムーズに

* アンケート結果より

○投票の際、困ったことがありますか？

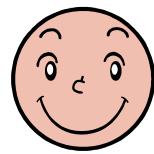


○どんな場面で困ったことがありますか？



★受付で整理番号を言われたのだが、失語症のため誰のことを言っているのか、自分のことを言っているのか、分かりにくかった。

こうすればいいのです！



- ◎ 受付までは家族や友人が同伴できるので、一緒に行ってもらって、やりとりに間違いがないようします。
- ◎ ただし本人確認ができるような書類を、必ず自分で見せましょう。身体障害者手帳か、運転免許証、健康保険証などのどれか一つを持つていけばいいでしょう。



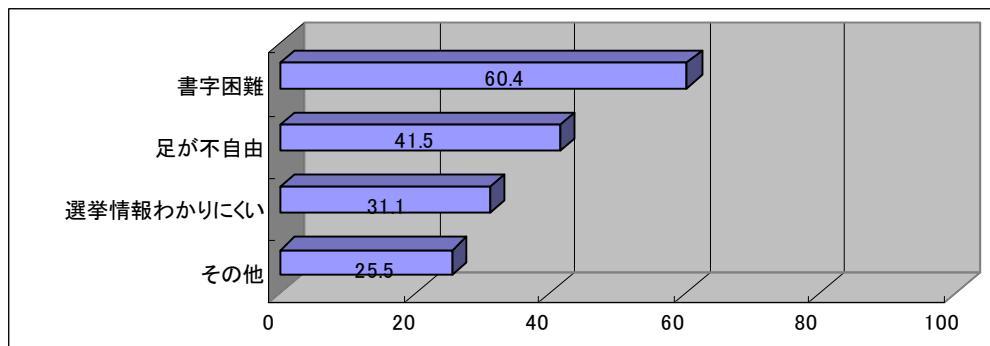
* 受付は不正が起こらないように、本人確認をするところです。市や町によってはあらかじめ本人に整理券を郵送しています。また受付で本人に住所や電話番号を言わせるところもあります。つまりやり方はまちまちで、決まった方法はありません。大切なことは、間違いなく本人であることを確認すればいいのです。

3. 用紙に名前を書くとき

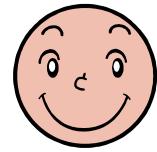
* アンケート結果より

☆失語症になった後、選挙に行ったことがない方へ —

○棄権の理由は何ですか？(複数回答可)



- ★ 投票機で、どう名前を書いていいのか分からなくなつた。
- ★ 候補者名が貼りだしてあるが、多すぎてわかりにくい。
- ★隣の机の家人に確認しようとしたら、職員に大きな声で叱られた。



こうすればいいのです！

- ◎ 決めた候補者名のメモを自分で作って行って、それを見て書き写します。
- ◎ 決めた候補者の選挙公報を切り取って持って行き、それを見て書き写します。
- ◎ 字を書きにくい時は、代筆を頼みましょう。

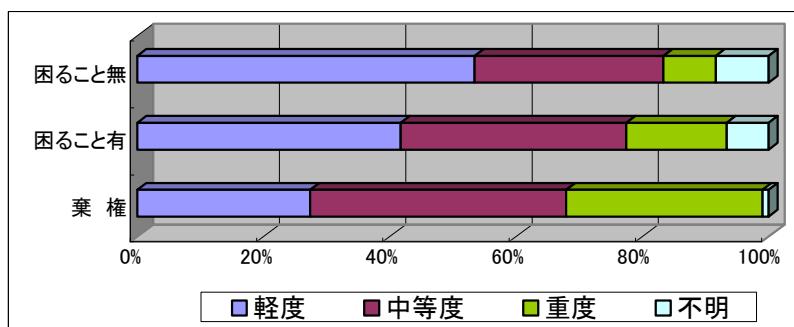


- * 投票は自分の意思で決めます。誰かに対して指示をしてもいけませんし、誰からも指示されずに投票できます。投票の秘密を守るために、ついたての投票机があるのです。投票机に入ってから隣の人に名前を聞こうとすると、指示していると勘違いされます。落ち着いて自分で書けるように、用意していきましょう。
- * 書けないときは、代筆（代理投票）をしてもらいましょう。これもあなたの権利を守るための、一つの方法です。

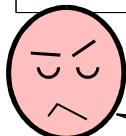
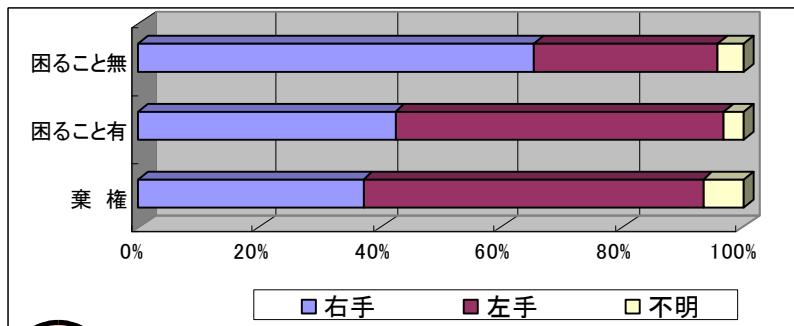
4. 選挙の代筆って、何？

* アンケート結果より

○棄権したり困ったことがある人と、言語障害の関連

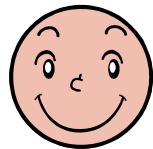


○棄権したり困ったことがある人と、書字の際の使用手の関連



- ★ 選挙の代筆って、誰にしてもらうのか知らない。
- ★ 嫁さんに代筆してもらおうとしたが、だめだった。
- ★ 係の人が代筆してくれたが、他人に知られるのはいやだった。

こうすればいいのです！



◎代筆は、選管が選んだ人にしてもらいます。

◎代筆の人に、自分は誰に投票したいかはっきり
意思表示します。

◎選挙公報を持って行って、自分で指さします。

◎選挙公報に大きな○を付けておき、それ
を指さします。



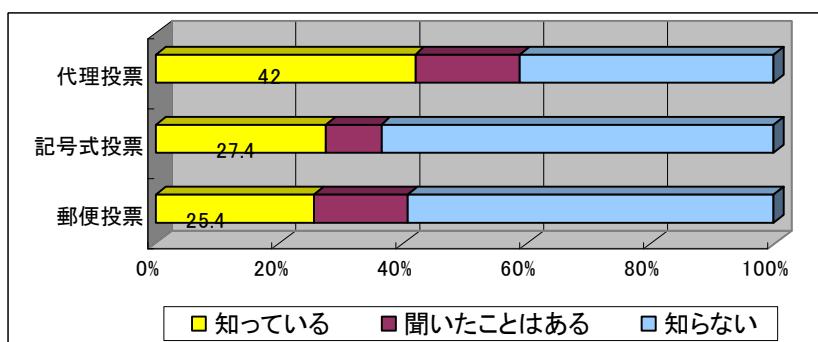
- * 字が書けなくても、自分の意思を表明できます。字を書きにくい人は、代筆（代理投票）ができます。視覚に障害のある人は、代筆のほかに点字投票ができます。
- * 家族が勝手に代筆するのは、できません。なぜなら家族でも他の候補者に投票することは、よくあることです。だから第三者に、代筆してもらいます。第三者は、誰に投票したかを、絶対に漏らしません。もし漏らしたりしたら、法律に基づいて罰せられます。

ゆうびんとうひょう
5, 郵便投票って、何？

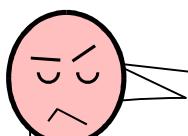
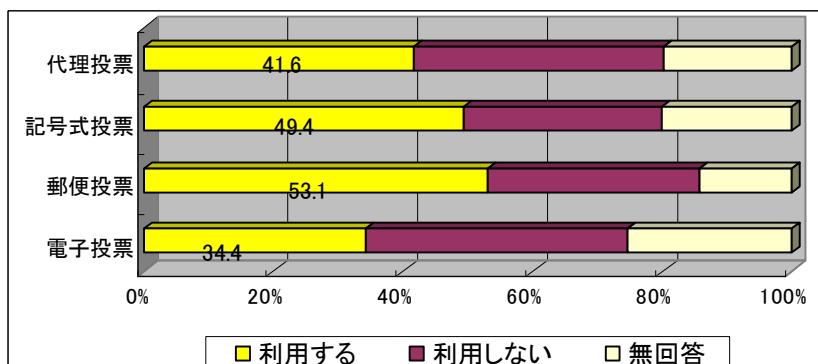
* アンケート結果より

◎投票の際の代替手段について

○このような投票方法を知っていますか？



○このような投票方法ができるなら、利用しますか？



- ★ 家で郵便投票したいと思ったけど、だめだといわれた
- ★ 郵便投票で、代筆はできるのだろうか



こうすればいいのです！

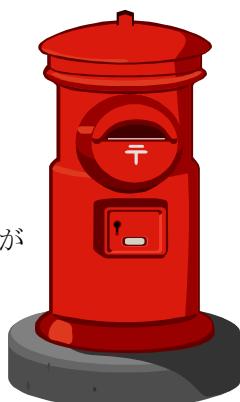
◎ 投票所まで行けない人が郵便投票します。

失語症の障害だけでは、郵便投票できません。

失語症があって、身障手帳1級、2級の人が郵便投票できることがあります。

◎ 介護保険の要介護5の人も郵便投票できます。

◎ 平成16年の選挙から、郵便投票でも代筆できるようになりました。郵便投票で代筆してもらうときは、代筆してくれる人を登録しておかなければなりません。家族も登録できます。

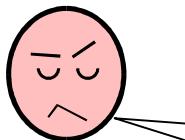
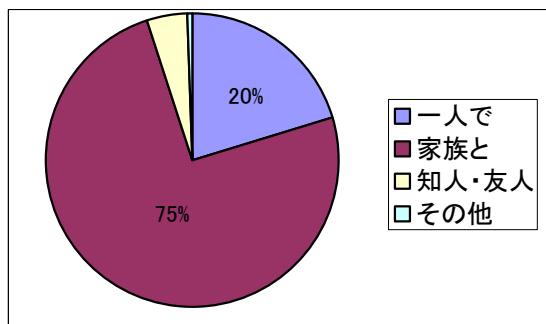


* 郵便投票ができるには手帳が1, 2級の他にも条件があります。選管によく聞いておきましょう。

6. 期日前投票=不在者投票って、何？

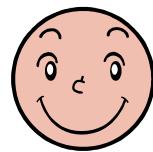
*アンケート結果より

- ★行ったことがある方へ —
○投票所には誰と一緒に行きましたか？



★投票所は見られているようで苦手なので、不在者投票に
行った。候補者の名前は書けた。でも、封筒や宣誓書に
書くことがいっぱいあって、とても困った。

こうすればいいのです！



◎ 宣誓書は、本人確認ができれば代筆できます。

宣誓書の代筆は、選管の職員がしてくれます。

家族でも代筆できます。

◎ 本人確認のため、身障手帳・運転免許証・健康

保険証のどれか一つを持って行きます。

◎ 二重封筒はなくなりました。投票

用紙を直接、投票箱に入れます。



- * 前は不在者投票といっていましたが、平成16年から期日前投票と名前が改まりました。手続きもだんだん簡単になってきました。自分で日を選んで、投票に行けます。たいていは市役所か町役場で、公示日の次の日からできます。二重封筒もしなくなりました。
- * しかし宣誓書には自分の名前、住所、生年月日を書く必要があります。これは代筆してもらうことができます。

7. 改善を申し入れよう

★ アンケートをふまえて、町選挙管理員会と話し合いをしまし

た。そうすると、いくつかのことは意外と簡単に、すぐ改善
できることがわかりました。

★ 片マヒや失語症のことを知らないから、すぐできることも、

かいぜん 改善できていないのです。だから自分たちのことを丁寧に

せつめい 説明しに行きましょう。どのように改善して欲しいのか、

ぐたいてき 具体的にどんどん要望を伝えていきましょう。この冊子と、

みぎ 右ページの用紙も活用して下さい。

★ でもすぐに改善できない、難しいこともあります。それは

れんごうかい 連合会か CAN れんらく に連絡して下さい。取り組みたいと思いま
す。その連絡も右ページの用紙を使って、CAN にファクス
して下さい。

FAX:0797-81-0137



選挙管理委員会様

選挙方法、改善のお願い

住所:

氏名:

団体:

この前の〔 〕選挙では、以下の点で大変困りました。次からの選挙では改善してほしいので、申し入れます。

不自由があった投票所	投票所
不自由だったポイント	<input type="checkbox"/> 入り口の段差等 <input type="checkbox"/> 受付でのやりとり <input type="checkbox"/> 係の説明 <input type="checkbox"/> 投票用紙記入の台 <input type="checkbox"/> 場内の情報表示 <input type="checkbox"/> 郵便投票 <input type="checkbox"/> 代理投票 <input type="checkbox"/> その他
具体的に言うと	

発行人：特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧 6-26-21

共同編集：

特定非営利活動法人 全国失語症友の会連合会
〒162-0067 東京都新宿区富久町 2-29 ハイム富田103号

特定非営利活動法人 コミュニケーション・アシスト・ネットワーク
〒665-0847 兵庫県宝塚市すみれガ丘3-6-1 FAX:0797-81-0137

